

山口市空き家バンク改修事業補助金交付のフロー

補助対象者

空き家・空き地バンク制度において売買または賃貸借で契約した空き家の所有者。

◆条件

1. 施工業者は市内に所在地を有する法人又は個人事業者であること。
2. 売買又は賃貸借契約が行われて6月以内であること。
3. 空き家の改修費用（対象経費）が10万円以上であること。
4. 空き家の改修が当該年度末までに終了すること。
5. 市税等に滞納がないこと。
6. 5年以上入居者が居住する見込みがあること。
7. 同一物件又は同一申請者が過去5年以内に改修補助金を使用していないこと。

